

# 高齢者及び障がい者への虐待防止のための指針

令和6年3月31日

いこいの里ホームヘルプステーション

## 1 基本的な考え方

いこいの里ホームヘルプステーション（以下「事業所」という）は、高齢者及び障がい者（以下「利用者」という）の人権を尊重し、虐待と定義される不適切な支援を行わないこととする。

また、虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

### 【虐待の定義】

#### （1）身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。  
また、正当な理由なく身体を拘束すること。

#### （2）介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、または長時間の放置、その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

#### （3）心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

#### （4）性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

#### （5）経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項について

事業所は、虐待の防止および虐待発生時の早期対応に努める必要性から、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という）を設置し、虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。（別表有り）

（1）委員会の委員長は、岡垣町社会福祉協議会事務局長とする。但し、事務局

長が不在の場合は事務局次長がその職務に就くものとする。

(2) 委員会の委員は、居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員、訪問介護事業所の管理者及びサービス提供責任者とする。

(3) 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

(4) 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて介護事業係長が招集する。

(5) 委員会の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いることもできる。

(6) 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は介護事業係長が定める。具体的な内容は以下のとおりとする。

- ・委員会及びその他事業所の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員の研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

(1) 具体的には、次のプログラムにより実施する。

- ・高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
- ・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・発生した場合の改善策

(2) 研修は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

(3) 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

### 4 虐待またはその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法

## に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職の如何を問わず厳正に対処を行う。
- (2) 緊急性が高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

## 5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、介護事業係長へ報告を行う。虐待者が介護事業係長であった場合は、事務局長または事務局次長に相談を行う。
- (2) 各事業所の管理者は、苦情受付窓口を通じての相談や、上記職員等から相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう、細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が管理者の場合は、事務局長または事務局次長が代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認事項や経緯については、時系列で概要を整理する。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
- (4) 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知を行う。
- (5) 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談を行う。また、事業所内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告を行う。

## 6 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

## 7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（事務局長）に報告を行う。
- (2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応の報告を行う。

## 8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等はいつでも本指針を閲覧することができるよう、事務所内に据え置くとともに、ホームページにも掲示するものとする。

## 9 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「3 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、関係機関等により提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽に努める。

### 附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

別表

虐待防止検討委員会名簿

	役 職
委員長	事務局長（虐待防止責任者）
副委員長	事務局次長
委員	介護事業係長（虐待防止受付担当者）
〃	サービス提供責任者
〃	介護支援専門員

※虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。